

令和5年12月議会 議案説明補足資料

1 福岡市集落排水事業の設置等に関する条例案

- 集落排水事業における地方公営企業法の財務規定等の適用について . . . 1頁

2 福岡市海づり公園に係る指定管理者の指定について

- 指定管理者募集要項 . . . 2頁
- 令和5年度第1回福岡市海づり公園に係る指定管理者選定・評価委員会 議事概要 . . . 19頁
- 令和5年度第2回福岡市海づり公園に係る指定管理者選定・評価委員会 議事概要 . . . 22頁

農 林 水 産 局

集落排水事業における地方公営企業法の財務規定等の適用について

1 適用に向けた経緯(国からの要請)について

集落排水事業については、国(総務省)から、経営状況の的確な把握が可能となる地方公営企業法の適用(以下「法適用」という。)を、令和5年度(令和6年4月1日適用)までに求められているところである。そのため、本市においても法適用に向けて準備を行うもの。

<背景>

公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増しているところであり、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められている。

2 企業会計導入による効果

「単式簿記」の官庁会計から「複式簿記」の企業会計へ移行。

- ・損益計算書や貸借対照表等を作成
- ・減価償却費の導入

これらにより、経営状況の把握が容易となり、経営の公開性も高まる。

3 市民生活への影響

法適用は主に会計方法の変更であり、集落排水施設使用料、加入者分担金などの料金についてはこれまでと変更はないものの、現在、支払いに利用されている金融機関について、法適用後、一部で利用できなくなるため、この際、市民サービスの拡大に向け、料金の納付方法の多様化を目指し、コンビニ窓口での収納及びスマホによるキャッシュレス決済の新規導入を図る。

4 適用の基本方針とスケジュール(案)

<適用の基本方針>

- ・適用時期 …… 国からの要請期限末となる 令和6年4月1日 とする。
- ・適用範囲 …… 一部適用(財務規程のみ)

<適用のスケジュール>

- ・令和5年12月議会に企業会計の設置条例案の上程
- ・令和6年3月議会に予算案の上程
- ・令和6年4月1日から法適用

福岡市海づり公園
指定管理者募集要項

令和5年8月

福岡市農林水産局

目 次

I 募集の趣旨	
1 指定管理者制度の趣旨	・・・ 2
2 施設の概要	・・・ 2
3 施設の役割	・・・ 2
II 募集の概要	
1 指定期間	・・・ 3
2 募集対象者	・・・ 3
3 管理運営業務内容	・・・ 3
4 施設の運営に関する基準	・・・ 5
5 管理・運営経費について	・・・ 5
III 募集手続等について	
1 募集期間	・・・ 7
2 応募書類	・・・ 7
3 留意事項	・・・ 8
IV 審査について	
1 選定委員会	・・・ 9
2 選定の流れ	・・・ 9
3 選定における評価基準について	・・・ 10
V 選定後の流れについて	
1 選定後のスケジュール	・・・ 11
2 基本協定の項目について	・・・ 12
VI モニタリングについて	
1 モニタリングとは	・・・ 13
2 事業報告書等の提出	・・・ 13
3 モニタリング実施	・・・ 13
4 業務の基準を満たしていない場合の措置	・・・ 13
VII その他	
1 関係法令の遵守	・・・ 14
2 監査	・・・ 14
3 公表・公開について	・・・ 14
4 第三者への委託	・・・ 14

I 募集の趣旨

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減だけでなく住民サービスの向上を図ることを目的とした制度です。

2 施設の概要

【施設名】 福岡市海づり公園（以下「海づり公園」という。）

所在地	福岡市西区小田池ノ浦地先
施設内容	釣台、管理棟、入口料金所、海づり公園便所、駐車場、 駐車場料金所、駐車場便所、その他付帯施設 ※ 入口料金所・事務所棟は、指定管理期間中に新築移転予定
利用者数 (令和4年度)	【釣台利用者】 42,358人 【入園者】 3,280人 【合計】 45,638人

3 施設の役割

海づり公園は、市民に安全で快適な海釣りの場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進に寄与するため、昭和60年4月より開設された施設です。

本公園施設の役割については、海に開かれた海洋性レクリエーション施設として、市民の方々に楽しんでいただける「市民の憩いの場」であるとともに、親子で海の魅力や楽しさを体験できる「自然との触れ合いの場」を提供することであると考えております。

Ⅱ 募集の概要

1 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

2 募集対象者

福岡市漁業協同組合は、海づり公園において、施設利用者への市民サービス向上と運営経費の削減を目的とする指定管理者制度の目的に沿い、安定的かつ円滑に管理・運営することができる唯一の団体であるため、「福岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する要綱」第3条第1項第4号の規定に基づき、福岡市漁業協同組合1団体に指定管理者の募集を行います。

3 管理運営業務内容

(1) 業務内容

①	海づり公園施設の維持管理に関する業務	ア 施設の維持管理業務全般 イ 清掃 ウ 巡視・点検 エ 設備の保守点検 オ 駐車場の維持管理
②	海づり公園の秩序維持、利用者の安全確保に関する業務	ア 施設内の監視・警備 イ 安全対策の実施（救助、利用制限等） ウ 緊急時の対応業務 エ 迷惑行為・不法行為への対応業務
③	利用者への釣り指導、PR活動及び各種イベントの開催等に関する業務	ア 釣りに関する指導 イ 利用者増加のためのPR活動 ウ 各種イベントの開催
④	利用料金の徴収、収納、減免、免除及び返還に関する業務	ア 料金（釣台料金、入園料金、駐車場料金）の徴収、収納、減免、免除及び返還業務

(2) 利用者負担

上記管理運営業務のうち、「各種イベントの開催」にあたっては、材料費等の実費相当負担分の費用を利用者から徴収し、指定管理者の収入にすることができます。なお、料金を決定する際には、事前に市の承認を得る必要があります。

(3) 自主事業

基本協定書締結後に、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、事前に市の承認を得て、指定管理者の責任により自主事業を実施することができます。

費用は指定管理者が負担しますが、利用者から一定の料金を徴収することも可能です。

なお、管理運営業務と自主事業は以下のように収支報告の仕方等に相違点がありますので、ご注意ください。

	管理運営業務 (市企画事業・自主企画事業)	自主事業
収 支 報 告	管理運営業務として	自主事業として
指 定 取 消	対象	対象外
責 任	市	指定管理者
リスク分担表	対象	対象外
市長会保険	対象	対象外
利 用 権 限	施設の管理者として実施	施設の一利用者として実施
事業実施に伴う施設の使用許可申請	○施設使用許可の規定がある場所を使用 → 利用許可申請は不要 ○施設使用許可の規定がない場所を使用 → 目的外使用許可は不要	○施設使用許可の規定がある場所を使用 → 指定管理者が施設の利用許可申請 又は目的外使用許可申請 ○施設使用許可の規定がない場所を使用 (目的外使用許可) → 指定管理者が施設の目的外使用許可申請

(4) 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

別紙1 リスク分担表を基本としますが、指定管理者の選定後、リスク分担の内容について双方協議の上、決定するものとします。リスク分担表で定める事項で改めて疑義がある場合又はリスク分担表に定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。

4 施設の運営に関する基準

(1) 開園時間

4月	午前6時 から 午後7時 まで
5月 から 8月まで	午前6時 から 午後8時 まで
9月	午前6時 から 午後7時 まで
10月	午前6時 から 午後6時 まで
11月	午前7時 から 午後6時 まで
12月	午前7時 から 午後5時 まで
1月 から 3月まで	午前7時 から 午後6時 まで

(2) 休園日

毎週火曜日（祝日の場合は、翌営業日）、12月29日から翌年1月3日まで

(3) 利用者の使用を制限する時の要件

福岡市海づり公園条例第5条に定める基準によります。

■ 開園時間・休園日について ■

指定管理者による提案が、利用者のサービス向上につながるものと認められる場合は、市の承認を得て開園時間や休園日を変更できる場合があります。

また、市が必要と認める場合は、開園時間を変更する場合や休園日を追加で設ける場合があります。

なお、指定期間中、施設のリニューアルや改修工事等により、一定期間休園となる場合がありますので、ご了承ください。

5 管理・運営経費について

(1) 管理・運営に関し本市が負担する令和6年度における指定管理料の上限

	金 額	内 容
収入見込額	40,571千円	・利用料金（釣台料金、入園料金、駐車場料金） ・その他の収入（イベント参加費、受取利息等）
支出見込額	116,810千円	・事業費（人件費、物件費） ・一般管理費（事業費の10%以内）
指定管理料	76,239千円	・支出見込額 － 収入見込額

※ 金額については、議会の議決により変動する場合があります。また、実際にお支払いする指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、毎年度、実施協定を締結する中で市と指定管理者の協議によって決定します。なお、余剰が生じた場合でも市への返納は原則不要です。

(2) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。

なお、具体的な支払方法等は協定等で定めます。

(3) 利用料金制について

釣台料金、入園料金及び駐車場料金については、利用料金制度を導入します。

利用料金制度とは、利用者が支払う利用料金の収入において、施設の運営のための費用（人件費など）を賄い、必要経費を超える収入については、自らの収入とすることができる制度です。

釣台料金、入園料金及び駐車場料金の具体的な金額は、福岡市海づり公園条例で定める範囲内で指定管理者が定め、市の承認を得る必要があります。

(4) 経理

管理運営業務の執行に係る経理については、団体の他の業務に係るものと区別して明確にしてください。

Ⅲ 募集手続等について

1 募集期間

令和5年8月25日(金) から 令和5年9月29日(金) 17時まで

(注) 募集期間内に申請書など提出書類を提出してください。

2 応募書類

応募時に次の書類を提出してください。なお、様式の規格はA4縦とします。

(1) 指定申請書(様式1)

(2) 事業者に関する書類

- ① 団体の概要
- ② 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類(最新のもの)
- ③ 令和5年度の事業計画書
- ④ 過去2年分の事業報告書
- ⑤ 当該法人の登記事項証明書
- ⑥ 印鑑登録証明書
- ⑦ 法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
- ⑧ 役員名簿及び従業員数について記載した書類

(3) 提案書

- ① 管理運営業務の事業計画書(様式2)

※枚数に制限はありませんが、以下の内容は必ず記載してください。

- ・事業実施の基本方針
- ・利用者数などの達成目標
- ・職員の配置及び勤務体制
- ・利用者の安全対策及び災害等緊急時の対応

- ② 管理運営業務の収支予算書(様式3)

(4) その他、本市が審査に必要と認めて請求した書類

3 留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員及び本市職員に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

(2) 応募内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、団体の負担とします。

(6) 応募書類の追加

市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

(7) 提出書類の取扱い・著作権

団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。

(8) 情報公開

指定管理者の選定後、事業計画書の内容について、情報公開請求があった場合、また、その他市長が必要と認める時には、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

IV 審査について

1 選定委員会

指定管理者の候補者の選定のため、福岡市海づり公園に係る指定管理者選定委員会を設置します。

(1) 選定委員会の役割

- ① 指定管理者の候補者の選定のため、選定基準や募集要項の検討を行うこと。
- ② 団体から提出される応募書類について、ヒアリングなどで詳細な内容を把握し、本市が選定するうえで参考となる意見を述べること。

(2) 候補者の選定方法

選定委員会での評価点の合計、高得点をつけた委員の割合、選定委員の個別意見等を総合的に勘案して、市が指定管理候補者を選定します。

2 選定の流れ

(1) 応募書類の確認

団体からの提出資料については、選定委員会の審査の前に、事務局で確認します。

(2) ヒアリング（詳細については、別途通知）

提出された応募書類を基に、選定委員会によりヒアリングを実施します。

- | | |
|--------|-----------------|
| 【開催日時】 | 令和5年10月中旬（予定） |
| 【開催場所】 | 各委員との調整により決定する。 |
| 【内容】 | プレゼンテーション 15分 |
| | 質疑応答 15分程度 |

(注)プレゼンテーションの資料は、応募書類として提出された提案書を使用します。
時間に制限がありますので、趣旨を効率よく伝えられる工夫をお願いします。

3 選定における評価基準について

選定委員の審査における選定基準及び審査内容は、次のとおりです。

評価基準	評価の主な視点	配点
(1) 運営方針 施設の設置目的を踏まえた、適切な運営ができる団体であるか。	① 事業に対する意欲、熱意 ② 管理運営方針	30点
(2) 効率最大化 施設の効用を十分発揮できる団体であるか。	① 利用者サービスの質の確保・向上 ② 効果的な集客・利用促進 ③ 地域との連携	75点
(3) 業務推進力 施設の管理運営を行う能力を十分に備えた団体であるか。	① 年間計画 ② 要因配置計画 ③ 必要な人材の確保 ④ 危機管理・安全対策 ⑤ 個人情報の保護・情報公開・暴力団排除	75点
(4) 収支計画 提案内容に見合った収支計画であり、かつ効率的な管理運営により経費を削減できる団体であるか。	① 収支計画 ② 経費削減	20点
合計		200点

V 選定後の流れについて

1 選定後のスケジュール

選定結果の通知	令和5年10月下旬（予定）
指定管理者の候補者の公表	令和5年10月下旬（予定）
指定管理者の指定（基本協定締結）	令和5年12月下旬（予定）
指定管理者との実施協定締結	令和6年3月下旬（予定）

（1）選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

また、選定の経過及び結果は、指定管理者の候補者を決定した後に、福岡市のホームページへの掲載等により公表します。

（2）指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。（12月下旬予定）

（3）基本協定の締結

指定管理者の候補者は、議会の議決後に指定管理者として指定され、この指定以降、本市と基本協定を締結します。

（4）指定管理者との実施協定締結

基本協定に基づき、毎年度、本市が指定管理者に支出する指定管理料に関する事項等について、実施協定書を締結します。実施協定の締結にあたり、毎年度2月末までに事業計画書を市に提出する必要があります。

2 基本協定の項目について

①	総則的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理業務の基本事項（指定の期間、施設の概要等） ・ 収入及び経費の考え方 ・ 許認可に関する事項 など
②	管理運営業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理料 ・ 指定管理料の支払い方法 ・ 経理の明確化 など
③	指定期間の終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原状回復義務等 ・ 指定の取り消し等 ・ 指定の辞退等 など
④	法令の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知 ・ 協議 など
⑤	不可抗力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準用
⑥	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公租公課の負担 ・ 秘密保持 ・ 個人情報の取り扱い など

VI モニタリング

1 モニタリングとは

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうか等について、管理運営業務等の実施状況を①点検（各種報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、②評価（指定管理者自己評価、市による評価、評価委員会による評価）を行うことです。

2 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告書のほか、月次報告書、指定管理者自己評価シートを提出する必要があります。

3 モニタリングの実施

市は、指定期間中にモニタリングを実施します。評価にあたっては、選定・評価委員会を設置し、指定管理者による自己評価や市による評価に基づき、外部の視点による評価を行います。なお、モニタリングの実施時期や項目については、協定等において定めます。

4 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正指示を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

Ⅶ その他

1 関係法令の遵守

業務を遂行するうえで、関連する法令を必ず遵守する必要があります。

＜地方自治法、労働関係法令、個人情報保護条例、暴力団排除条例など＞

2 監査

(1) 指定管理者は、施設の設置者たる地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

(2) 議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、地方公共団体の事務に関する監査の求めがあった場合においても、地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

3 公表・公開について

選定の過程や選定結果、指定管理者の評価の過程（評価委員会を開催した場合）や評価結果については、本市ホームページにて公表します。

また、提案書等市に提出する書類については、情報公開条例に基づく公開請求があった場合、情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全て公開します。

4 第三者への委託

清掃、警備といった個々の具体的業務を第三者に委託することは可能ですが、管理に関する業務を一括して第三者へ委託することは禁止されています。

なお、委託の相手方は、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止中又は排除措置中の者は委託先になることができません。

【お問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1（福岡市役所 1 4階）

福岡市 農林水産局 水産部 漁港課

（電話） 092-711-4372 （Fax） 092-733-5557

（E-mail） gyoko.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

リスク分担表

《対象となる範囲》

管理運営業務の実施に伴うリスク

《文言の定義》

経費…管理運営業務の実施に伴う支出

収入…管理運営業務の実施に伴う収入(指定管理料、利用料金制に基づく利用料金、利用者負担金)

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		福岡市	指定管理者
募集リスク	募集要項(仕様書等)の誤りや不備に基づき必要となった費用又は損害。	○	
法令等変更リスク	指定管理者制度にかかる法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	○	
	上記以外の法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	両者協議	
	消費税の変更に伴う指定管理料の増減	○	
許認可リスク	事業の実施にあたって市が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害	○	
	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害		○
第三者賠償リスク	市の帰責事由により第三者に与えた損害(損害補償にかかる費用を含む。)	○	
	指定管理者の帰責事由により市又は第三者に与えた損害(損害補償にかかる費用を含む。)		○
	上記以外の理由により、第三者に与えた損害(損害補償にかかる費用を含む。)	両者協議	
管理運営業務の変更・中止等リスク	市の指示や議会の不承認のほか、市の帰責事由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害。	○	
	指定管理者の帰責事由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害。		○
施設等損傷リスク	市の帰責事由により被った施設・設備・備品の損害、及び自然災害や第三者の要因等の不可抗力により市が所有する施設・設備・備品の損害	○	
	指定管理者の帰責事由により被った施設・設備・備品の損害、及び自然災害や第三者の要因等の不可抗力により指定管理者が所有する施設・設備・備品の損害		○
性能リスク	指定管理者が実施する業務内容が市の要求水準に達しないことに伴う費用、損害		○
物価・金利変動リスク	物価変動や金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
需要変動リスク	利用者数などの需要変動による収入の減少		○
原状回復リスク	指定期間満了時又は指定の停止時における原状回復にかかる費用		○
不可抗力等によるその他のリスク	上記を除く、自然災害や第三者の要因等の不可抗力等(想定が困難な急激な物価変動や金利変動、外的要因に基づく大規模な需要変動なども含む)による管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害。	両者協議	

令和5年度第1回福岡市海づり公園に係る指定管理者選定・評価委員会 議事概要

1 開催日時

令和5年7月24日（月）10:00～11:25

2 開催場所

アクロス福岡 501 会議室

3 出席者

福岡市海づり公園に係る指定管理者選定・評価委員会委員5名（五十音順）

氏名	役職等
久賀 みず保	鹿児島大学 水産学部 准教授
高嶋 好夫	一般社団法人 福岡県中小企業診断士協会会員
松山 倫也	九州大学大学院 農学研究院 特任教授
森山 暎子	特定非営利活動法人 福岡市レクリエーション協会 副会長
吉田 博司	公益財団法人 日本釣振興会九州地区支部 支部長

4 傍聴者

なし

5 議題

- （議題1）委員長の選任について
- （議題2）令和4年度 指定管理者の管理運営業務に対する評価について（非公開）
- （議題3）非公募による指定管理者の選考について
- （議題4）指定管理者の募集要項及び選定基準について

6 議事録

（1）議題1

事務局の推薦により、松山委員を委員長に選任。

（2）議題2

（非公開）

（3）議題3

○委員

非公募に異論はない。

あれだけの施設を民間で運営するのは難しいのではないかと思うので、漁業協同組合が手を挙げてくれるのは、ありがたいことだと思う。

やはり海は海のプロ達がやってくれる方が色々な事態においても対応がいいので

はないか。

ひとつ提案として、初心者からステップアップしてもっと大きい魚を釣りたいという人たちに対して、漁業協同組合の遊漁船をやっている方達とタイアップしてもいいのではないか。

●事務局

今いただいたご意見は海業の考え方にマッチするものでもあり、ご意見を踏まえ取り組みを進めていきたい。

○委員

非公募に異論はない。

ひとつ懸念があるのが、施設が充実しているからこそ人材も必要になるので、これからの人材を持続的に確保することが重要になってくると思う。

(4) 議題4

○委員

指定管理料の上限の収入見込み額の算出根拠は。

●事務局

過去5年間の収入実績を基に算出した額である。

○委員長

約7千万円の市の支出見込額となっているが、金額の妥当性について、議会で質問や意見等があったことはあるのか。

●事務局

指定管理料の予算は、委託料として議会の承認を得ている。

また、指定管理料は、漁業協同組合の人件費や清掃の委託等、人件費的な要素が大部分を占めている状況であるため、削減はなかなか難しい面があるものと考えている。

○委員

指定管理料の収入見込みに比べて支出見込額が多いというのは、通常では疑問符がつくものではないかと思うが、福岡市は、この指定管理料を払ってでも海づり公園を続けていくという意思は固いのか。

●事務局

海づり公園については、施設を活用して地域の活性化に繋げていこうという位置づけがされており、議会等からもしっかりと取り組んでほしいと要望を受けていることから、今後も引き続き市として海づり公園を運営していきたい。

○委員

子供たちが色々な体験することで、子供たちが親になっても影響されていくと思う。また、自然環境の中で体を動かすということの大切さや地域の活性化への広がりがあると思う。

●事務局

次回、第2回選定委員会の開催については、9月開催を予定しており、後日改めて日程を調整させていただく。

令和5年度第2回福岡市海づり公園に係る指定管理者選定・評価委員会 議事概要

1 開催日時

令和5年10月23日（月） 13:00～14:40

2 開催場所

アクロス福岡 605 会議室

3 出席者

福岡市海づり公園に係る指定管理者選定・評価委員会委員5名（五十音順）

氏名	役職等
久賀 みず保	鹿児島大学 水産学部 准教授
高嶋 好夫	一般社団法人 福岡県中小企業診断士協会会員
松山 倫也	九州大学大学院 農学研究院 特任教授
森山 暎子	特定非営利活動法人 福岡市レクリエーション協会 副会長
吉田 博司	公益財団法人 日本釣振興会九州地区支部 支部長

4 傍聴者

なし（非公開）

5 議題

（議題1）指定管理者応募者のプレゼンテーションについて

（議題2）指定管理者候補者の選定について

6 議事録

（1）議題1

応募者である福岡市漁業協同組合が提案書によりプレゼンテーション実施

○委員

素晴らしい事業、イベントをやられていると思う。釣り教室等をされているが、コロナが5類に移行し、公共施設でのイベント等へのコロナ対応は福岡市のガイドラインではどう対応するようになっているか。チラシでは、スタッフの検温、体調管理、マスクの着用まで書いているが、真夏のイベント等はスタッフも非常に大変ではないか。

●事務局

コロナへの対応は、福岡市独自で定めているガイドラインはない。
施設の特性に応じ、それぞれの施設で対応している。

●応募者

職員はマスクを着用しているが、お客様は個人の判断としている。

○委員

広報活動について、紙の媒体を配っているということだが、SNS や YouTube などは活用されているか。

●応募者

現在は LINE のみをやっている。このほか、ホームページで情報を発信している。

○委員

SNS が効果的だと思われるため、今後はそういったことにも取り組まれてはどうか。中級者を対象にしたルアー釣り等は、魚種は大きなものになると思うが、釣れるのか。

●応募者

スズキやブリなどが釣れている。

○委員

バーベキューやデイキャンプをされているが、釣った魚がすぐ焼けるということは、下処理のサービスもしているのか

●応募者

下処理のサービスも行っている。

○委員

イベントの参加者数の推移で令和 5 年度が少なかったが、これは年度途中の数字で年間にすると約 2 倍で、令和 3 年から令和 5 年では増えているという認識でよいか。

●応募者

9 月までの参加者数であるため、年換算では約 2 倍の数値で考えていただきたい。

○委員

資料 20 ページの令和 6 年度の収入金額の算定において、入場者数の見込みに 91.45% を乗じている根拠は何か。

●応募者

昨年と今年の入場者数の比率を乗じている。

○委員

今年の方が少ないということか。

●応募者

昨年よりも今年の方が減っている。稼ぎ時のゴールデンウィークの天気が今年は悪かったことが影響していると思われる。

○委員

職員名簿を見ると新規採用が3名いるが、新人教育はどのようにされているのか。

●応募者

様々な仕事を覚えてもらうため、2年毎に担当を変えてジョブローテーションを行う方針である。

○委員

チラシ等を配布されているが、効果を測定する仕組みや考え方はあるのか。

●応募者

例えば、こども新聞に情報を掲載しており、新聞を持ってこられた方は割引することとしており、受付で利用者数を把握している。

○委員

持参加者は何%くらいか。

●応募者

1割程度と思われる。

○委員

1割程度であれば効果は高いと思われる。チラシは配布するだけでなく、引き続き効果も測定しながら取り組んでいただきたい。

○委員

色々な事業をされており、安心安全の取組みも理解できた。

お客様の声やニーズを把握するために、アンケートはどのように実施されているのか。

●応募者

毎年、1か月間実施しており、今年は10月1日から10月31日までの間で実施し、アンケートの結果を踏まえて、初心者釣り教室等を開催している。

また、お客様の生の声を直接聞くこともできるため、なるべくお客様の意見を聞いて、ニーズにあったイベント教室を開催するようにしている。

○委員

アンケート結果を公表して、アンケートを書いていたお客様に還元することがあってもいいかと思う。

イベントの目標値に対する達成率はどのくらいか。

●応募者

天候にも影響されるが、7割程度と思われる。

○委員

ペアのチケット割引などの話があったが、そういうターゲットやチラシの内容は、みなさんと協議して検討されているのか。

●応募者

協議して検討している。

○委員

過去に唐泊の牡蠣のブランディングに関して、学生から色々なアイデアを出して提案する授業を行ったことがあったが、現在、地域で大学と連携した事業はされているか。学生と連携することで、SNS等の活用も進むのではないかと。

●応募者

現在は行っていないが、牡蠣小屋に学生のアルバイトがいるので、色々情報共有していきたい。

○委員

釣れていないと集客に影響すると思うが、ここ最近の釣果については、どのように評価、分析をされているか。

●応募者

釣果については、魚が住みやすい環境をつくるために、市漁港課で魚礁を設置していただいている。

例年は、アジなどが釣れて初心者でも釣れやすかったが、今年は一時期良かったが、台風が過ぎた後は釣れなくなった。水温等海の環境の状況によると思われるが、年によって釣れる魚も変わる状況にある。

また、釣れる時間帯も朝が釣れやすく、昼間は釣れにくい状況もある。

一概に釣果の評価はしにくいですが、釣果データは毎年把握しているため、釣り教室も一番釣れやすい魚をターゲットに開催しているところである。

○委員

転落防止柵を設置し安全対策をやっていることを発信することも大事である。

今年は、水を巡る子供の事故が多かった印象があり、夏休みでも親は子供を水辺に近づけないようにと考える傾向もある。

施設側から安全対策していることを発信することも重要であると思うが、どのように情報発信されているか。

●応募者

転落防止柵の設置を完了した際にホームページで情報発信しているが、他の発信方法については、他の施設の状況等も参考にしていきたい。

○委員

多くの事業を行われているが、人手は足りているのか。

●応募者

今年3名新卒者を採用し、また、釣りに詳しい臨時職員の方達にも来ていただき
おり、人員としては足りている状況である。

○委員

パンフレットの写真では、子供さんはフローティングベストを着用しているが、大
人の方達は、フローティングベストを着ていない方もおられる。着用ルールはどうな
っているのか。

●応募者

子供は全員着用し、大人は通常は、泳ぎが得意でない方だけ着用していただき、風
が強い日についてはみなさんに着用していただいている。

○委員

安全対策の管理責任の観点からも、こういった施設でフローティングベストを着
ていないという写真が掲載されるのは、今の時代にそぐわないと思われる。暑い夏場
は嫌がる人もいると思うが、腰に着用する自動膨張式のものも活用するなど、着用を
進められるべきと思われる。

○委員

パンフレットやチラシで魚種名が統一されていないものがあるため、表記は統一
されたほうがよい。

(2) 議題2

○委員長

それでは、評価内容について特に評価できた点や評価できなかった点等について、
ご意見をお願いしたい。

○委員

全国の海釣り施設は大体把握しているが、福岡市海づり公園は、事業実施数、計画
数は群を抜いており、他の施設の方達はこの企画力を見習っていただきたいと思っ
ている。

管理運営方針については、入場者数も多いため、人手が必要になることは理解でき
るが、人件費は抑制の余地があるのではないかと感じた。

効果的な集客・利用促進というのは、現実的にはFacebookやInstagramの発信力
が強いので、その2つの活用については、外部を入れてでもやるべきではないかと思
う。

○委員

収支計画について、去年と今年を比較した利用者比率 91.45%をそのまま用いて計算するよりも、もっと集客を増やすためには何をすればいいかという発想で、収支計画というのは作っていくべきであり、C 評価とした。

○委員

全体的に B 評価としている。海づり公園は魚食や食育の場を提供に適した場所であるため、サービスの方向性として、海づり公園でとれた魚も色々な種類や鮮度に応じたレシピ等を発信して、魚食を推進するところまで踏み込めれば、さらに海づり公園の役割が果たせるのではないかと思う。

○委員

利用者サービスの質の確保・向上について、これまでやってきた活動の問題点、あるいは利用者の声、アンケート等を踏まえて課題を見つけ、その課題対策をやるという、PDCA サイクルがきちんと回せているのかという部分は若干疑問が残った。

効果的な集客・利用促進については、情報発信の方法は SNS を中心にやっていくべきであり、必要に応じて SNS の活用に向けて人材を採用してもよいと思う。

○委員

効率最大化について、利用者サービスの質の確保・向上と効果的な集客・利用促進は、リンクしてくる内容だと思うので、福岡市がこれだけ予算を入れている中で、食育であったり、未来に向けて子供たちのことであったり、文化的な側面と教育的な側面の連携も進めば、よりよいものになると感じた。

情報発信を SNS 等で有効に発信できる体制が整っているかというところについては疑問が残ったため、低評価とした。

○委員

今日の各委員の評価に関する意見は、応募者にフィードバックしていただきたい。

●事務局

評価に関する意見については、応募者にフィードバックさせていただく。

特に Facebook とか Instagram 等の SNS の活用は、他の海釣り施設においても効果が出ているため、市も一緒に取り組んでいきたい。

また、食育に関しては、行政が担うべき部分も多いため、今後、緑地に民間活力の活用を図る際に、食育につながるような取組みを取り入れるなど、本日ご議論いただいたアドバイスも踏まえながら、市としても取り組んでいきたい。

○委員長

それでは各委員の意見を踏まえ、福岡市漁業協同組合は指定管理者の候補者として適当であるということを当委員会の意見とさせていただきます。よろしいか。

～異議なし～

●事務局

今後のスケジュールについて説明